答 弁 第 四 六 号令和二年十二月八日受領

内閣衆質二〇三第四六号

令和二年十二月八日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆 議 院議長 大 島 理 森殿

衆議院議員丸山穂高君提出自転車ナンバープレート制度創設等に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員丸山穂高君提出自転車ナンバープレート制度創設等に関する質問に対する答弁書

一について

和 平成二十七年が五十七件、 者が第二当事者であった交通事故並びに歩行者が第一当事者であって自転車乗用者が第二当事者であった 交通事故に係るひき逃げ事件 百五号)第七十二条第一項前段違反に係る事件をいう。 元年が 自転車乗用者が第一当事者及び第二当事者であった交通事故、 百六件である。 なお、 平成二十八年が四十二件、 (人の死傷を伴う道路上の交通事故に係る道路交通法 これらの交通事故に係るひき逃げ事件の検挙率は把握してい 平成二十九年が七十五件、 以下同じ。 自転車乗用者が第一当事者であって歩行 の件数は、 平成二十六年が 平成三十年が百六件、 昭 和三十五年法律第 な 匹 一十六件、 令

一について

年四月が九十九件、 事 は把握してい ず者であ お 尋 ね った交通事 \mathcal{O} 「自転車を利用した宅配代行サービス業者が当事者となった各月毎 ない が、 故 同年五月が百二件、 業務を遂行することを主たる目的としていた自転車 の件数は、 令 和 元年一月が七十九件、 同年六月が八十四件、 同年二月が 同年七月が百一 八十四件、 乗用者が第 件、 の事故発生件数」について 同年八月が八十三件、 同 年三月 当事者又は第一 が 百 件、 二当 同

六月が百十三件、 が 同 七十九件、 年九月が百件、 同年二月が八十五件、同年三月が九十五件、 同年七月が百二十二件、 同年十月が百十七件、 同年十一月が九十二件、同年十二月が百二十九件、令和二年一月 同年八月が百九件、 同年四月が八十三件、 同年九月が百十四件、 同年五月が百七件、 同年十月が百三十三 同 年

三について

件である。

お尋ね \mathcal{O} 「自転車による交通法令違反や重大な事故が発生する原因」 に係る「コロナ禍以前と現在の比

較検証」については、現時点では行っていない。

四について

行為を行ったとして自転車乗用者を検挙した事件の件数については、 令和二年十月までに、 道路交通法第百十七条の二第六号又は第百十七条の二の二第十一号の罪に当たる 警察庁が各都道府県警察から報告を

受けている限りにおいて、一件である。

五について

お尋ねの 「自転車のナンバープレート制度導入」について、 確認した限りでは、政府として検討を行っ

たことはなく、また、現時点においては、検討する予定もない。

醸成するため」の施策について、政府としては、地方公共団体等と連携しつつ、自転車利用者に対するル ールの周知徹底、 ル遵守の徹底を進めているところである。具体的には、 お尋ねの「自転車利用者が 幼児から高齢者まで含めた幅広い層に対する自転車安全教育の推進等の対策を進めてい 「自転車は車両である」という自覚を持ち、 あらゆる機会を通じた自転車利用者に対するル 車両の運転者としての責任感を

るところであり、今後とも、これらの対策を推進してまいりたい。